

第6回 遠賀川下流部利用者会議

日時：平成30年5月29日（火）

場所：遠賀川河口館



対策前の西川不法係留状況
平成22年頃撮影

国土交通省 遠賀川河川事務所

目 次

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策について
2. 第4期重点的撤去区域（その2）対策状況
3. 不法係留船実態調査結果
4. 平成30年度の不法係留船対策方針

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策について

重点的撤去区域について

平成23年2月に九州地方整備局と福岡県との連名による策定した『遠賀川河口域における不法係留船に係る計画書』では、第1期から第5期まで重点的撤去区域を設定・拡大するようになっている。重点的撤去区域に設定された区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底される。

段階的に設定する重点的撤去区域（第1期～第5期）

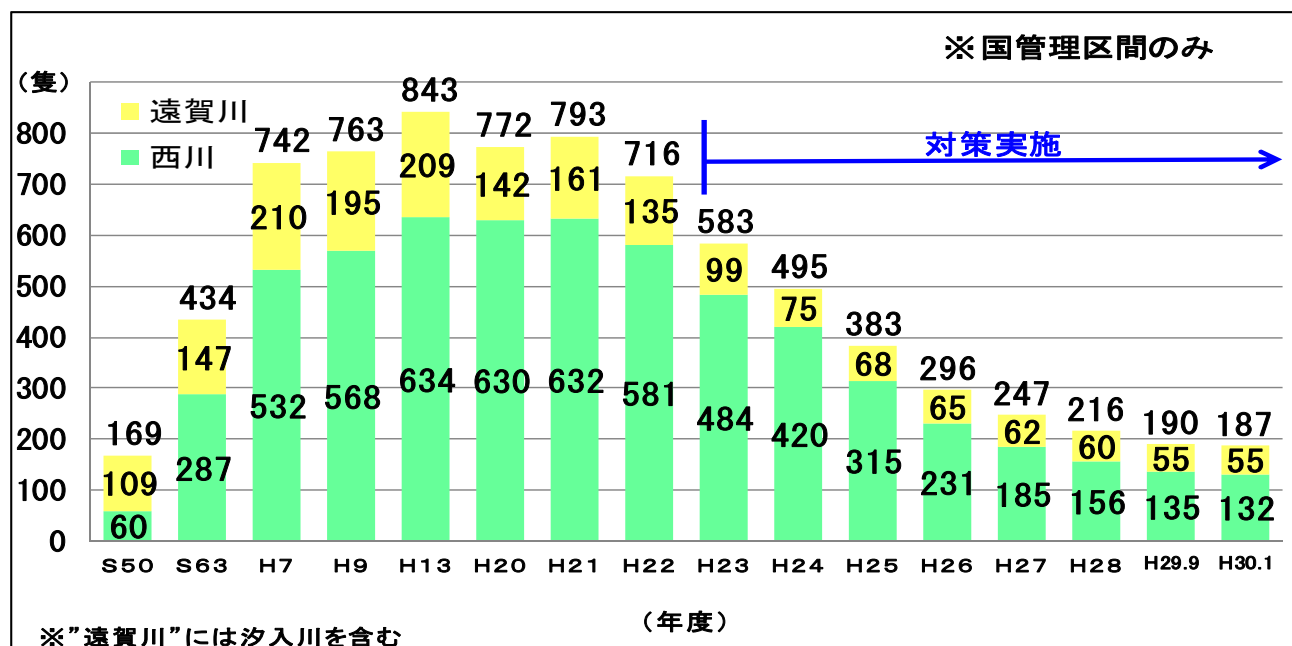


不法係留船撤去対策状況について

重点的撤去区域毎の撤去状況（国管理区間）

年度	設定区域	設定 公示日	対策 開始日	対策 完了月	設定時 隻数	自主 撤去	塵芥 処理	簡易 代執行	行政 代執行
H22年度	H23.2.24 「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」策定（九州地方整備局・福岡県）								
H23年度	第1期	H23.2.38	H23.6.1	H23.12	69	50	19	無	無
H24年度	第2期	H24.3.12	H24.4.1	H25.2	45	41	2	2	無
H25～26年度	第3期	H25.3.4	H25.4.1	H26.6	122	121	1	無	無
H26～27年度	第4期（その1）	H26.9.19	H26.10.1	H28.2	95	92	2	1	無
H28～29年度	第4期（その2）	H28.6.20	H28.7.1	H30.1	69	67	2	無	無

国管理区間における不法係留船隻の推移状況



遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書

遠賀川河口域における 不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局
福岡県

目次

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における 不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画	
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

不法係留船対策に係る計画書の概要

○重点的撤去区域の設定

強制的な撤去措置を執る必要があると認められる重点的撤去区域を設定。

○不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

重点的撤去区域を第1期から第5期に分けて実施していく。

設定時期は第1期を平成23年度、第2期を平成24年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応。

○規制措置の実施計画

重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行の措置を講じていく。

○計画推進のための体制

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るため、河川管理者、関係地方公共団体、警察機関、マリナー事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する。

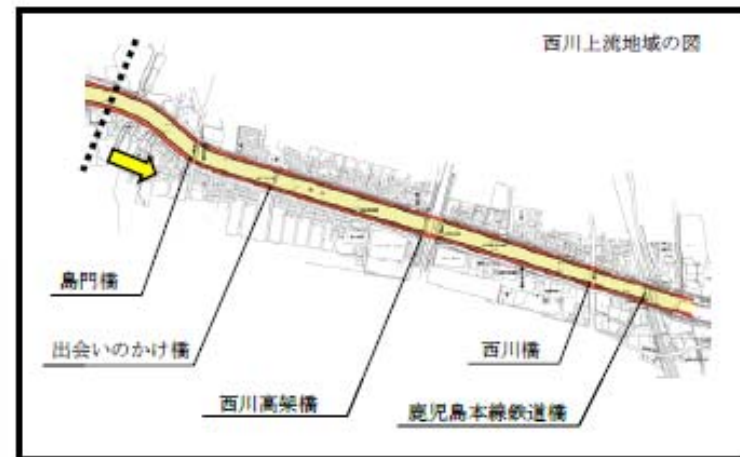
→遠賀川河口域利用対策協議会、遠賀川下流部利用者会議の設置。

計画書における『段階的に設定する重点的撤去区域』

図-1 重点的撤去区域



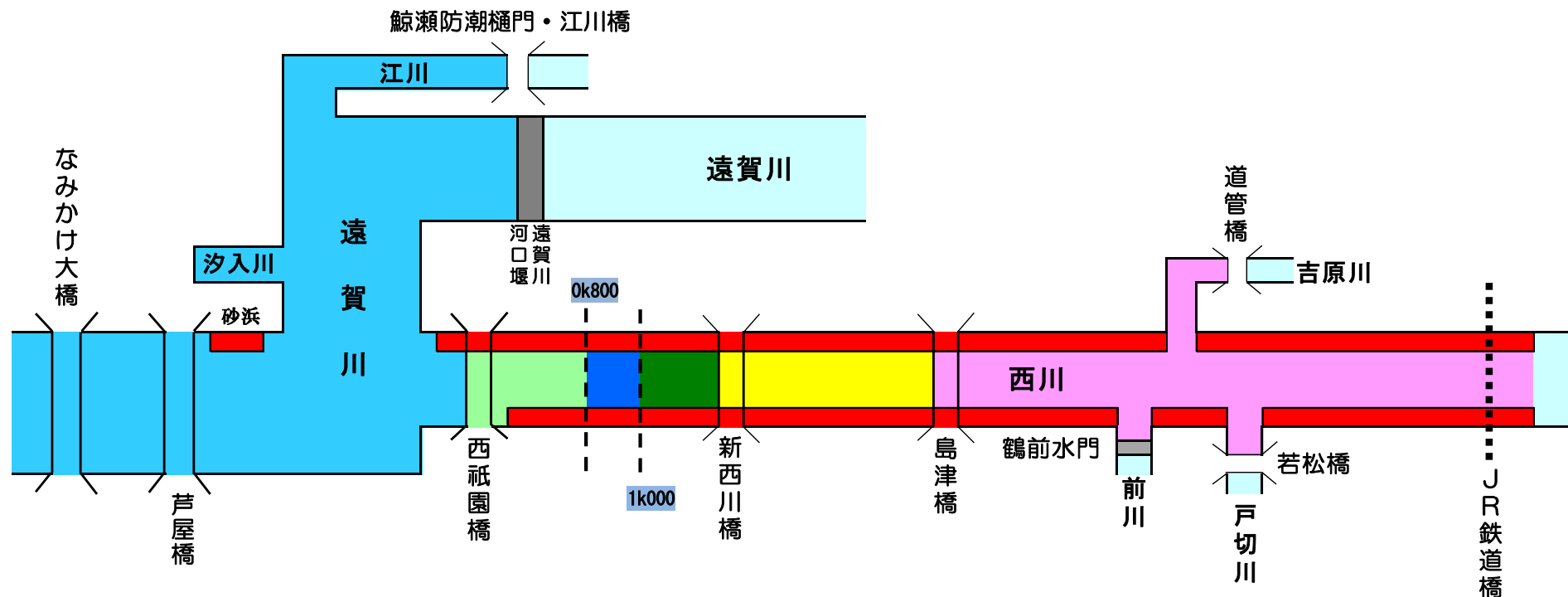
重点的撤去区域	
■	第1期 西川 高水敷 (河岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜 (右岸)
■	第2期 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川 (西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川 (西川合流点～道管橋下流端まで)
■	第3期 西川 (新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
■	第4期 西川 (遠賀川合流点～新西川橋下流端まで)
■	第5期 遠賀川 (遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川 (遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)



0 0.5 1km

重点的撤去区域模式図

●重点的撤去区域(模式図)



第1期(H23年度)
西川河川敷・遠賀川砂浜など陸上部分

第2期(H24年度)
西川(島津橋～JR鉄橋上流100m)・吉原川・戸切川の水面

第3期(H25～26年度)
西川(新西川橋～島津橋)の水面

第4期(その1)(H26～27年度)
西川(距離標1k000～新西川橋)の水面

第4期(その2)(H28年度～)
西川(距離標0k800～1k000)の水面

第4期(その3以降)(H30年度以降)
西川(距離標0k800から下流)の水面

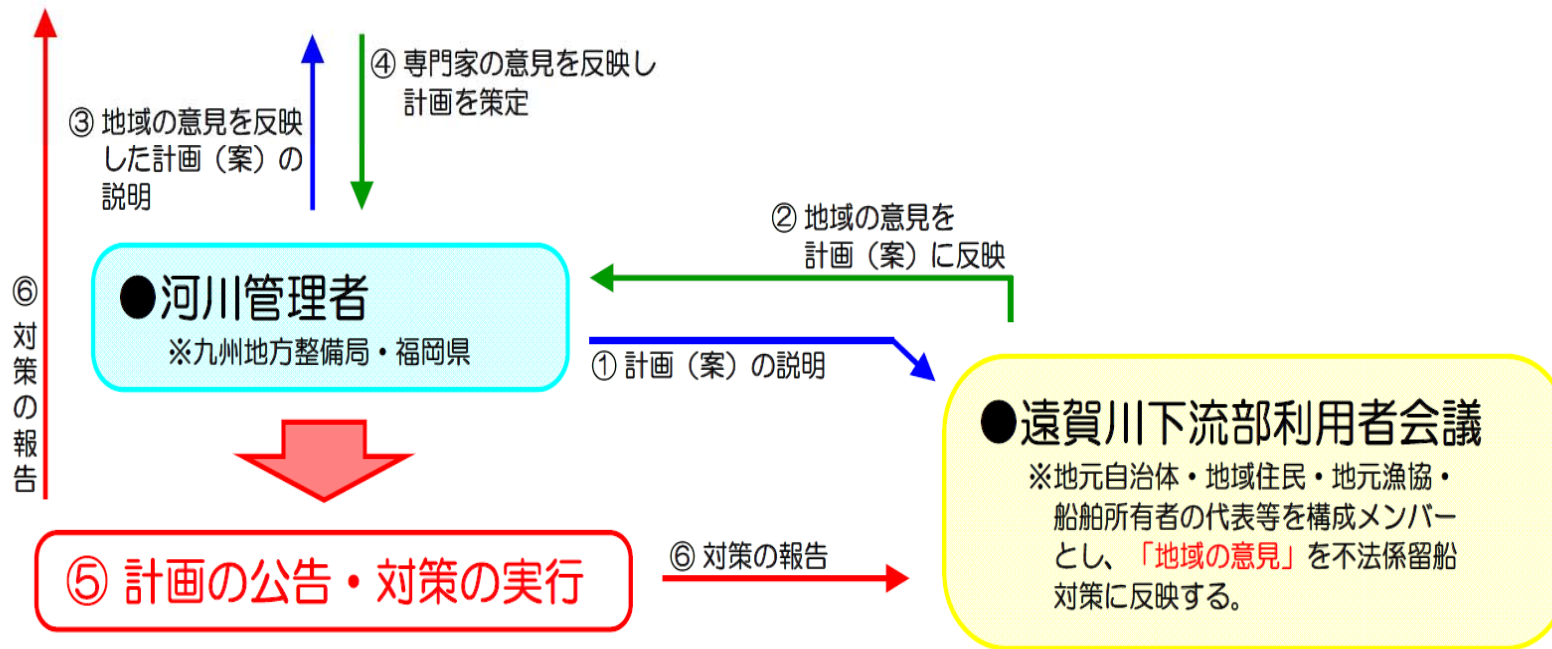
第5期(H31年度以降)
遠賀川本川(汐入川含む)・江川の水面

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

●遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

●遠賀川河口域利用対策協議会

※学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等を構成メンバーとし、不法係留船対策に関する専門的な議論を行う。



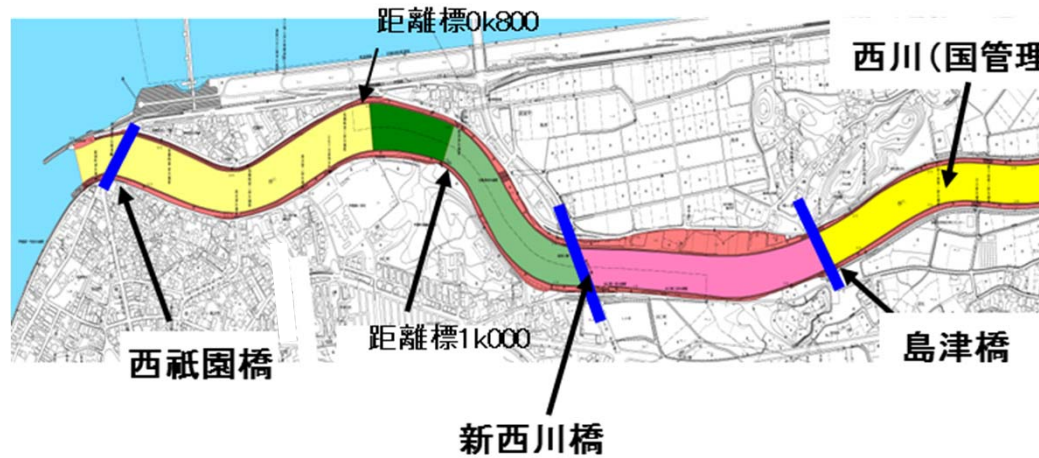
遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	・第1回 西川利用対策会議 ・第2回 西川利用対策会議 ・第3回 西川利用対策会議 ・第4回 西川利用対策会議	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	・第5回 西川利用対策会議 ・第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 ・第2回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表 『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）
H23	6月 12月 2月 3月	・第2回 遠賀川下流部利用者会議 ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第1期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点）
H24	4月 11月 1月 3月	・第3回 遠賀川下流部利用者会議 ・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第2期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）
H25	4月		<p style="text-align: center;">第3期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H26	6月 8月 9月 10月	・第4回 遠賀川下流部利用者会議 ・第5回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その1） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）
H27	2月 3月	・第5回 遠賀川下流部利用者会議	<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域（その1）の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H28年2月に4期（その1）の船は全て無くなった 自主撤去93隻、簡易代執行1隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻
H28	4月 6月 7月	・第6回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その2） 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H28.2月時点） <p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域（その2）の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H29	1月		<ul style="list-style-type: none"> ※H30年1月に4期（その2）の船は全て無くなった 自主撤去67隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻

2. 第4期重点的撤去区域（その2）対策状況

第4期重点的撤去区域（その2）設定①

第4期重点的撤去区域（西川 遠賀川合流点～河川距離標1k000までの水面 延長約1,000m）



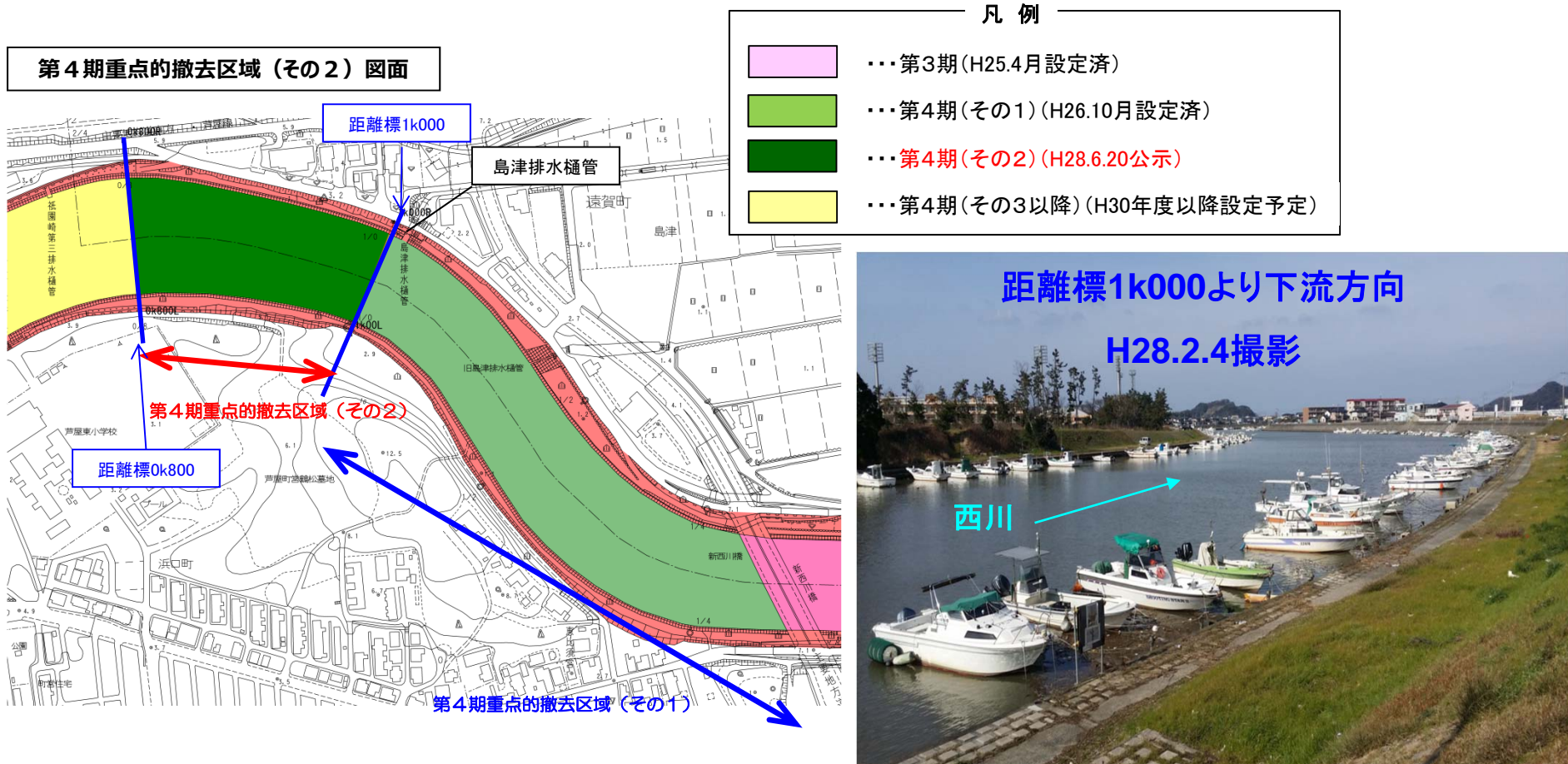
対象船舶（185隻） H27年9月時点

	検査済	検査切等	計
右岸	66 隻	17 隻	83 隻
左岸	74 隻	28 隻	102 隻
計	140 隻	45 隻	185 隻



第4期重点的撤去区域（その2）設定②

第4期重点的撤去区域（その2以降）に係留している船舶数と近隣の既設係留保管施設の収容余力、及び行政手続の進め方等を考慮し、第4期重点的撤去区域（その2以降）を分割し、距離標0k800から1k000までの約200mの区間（係留船約70隻）を第4期重点的撤去区域（その2）として設定し、対策を進めることとした。



第4期重点的撤去区域（その2）設定③

公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第4期重点的撤去区域（その2）」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年6月20日

国土交通省 九州地方整備局長 小平田 浩司



福岡県知事 小川 洋



1. 河川名

遠賀川水系 西川

2. 第4期重点的撤去区域（その2）の範囲

西川 距離標 0k800 から距離標 1k000 まで

3. 第4期重点的撤去区域（その2）における不法係留船対策の実施開始時期

平成28年7月1日

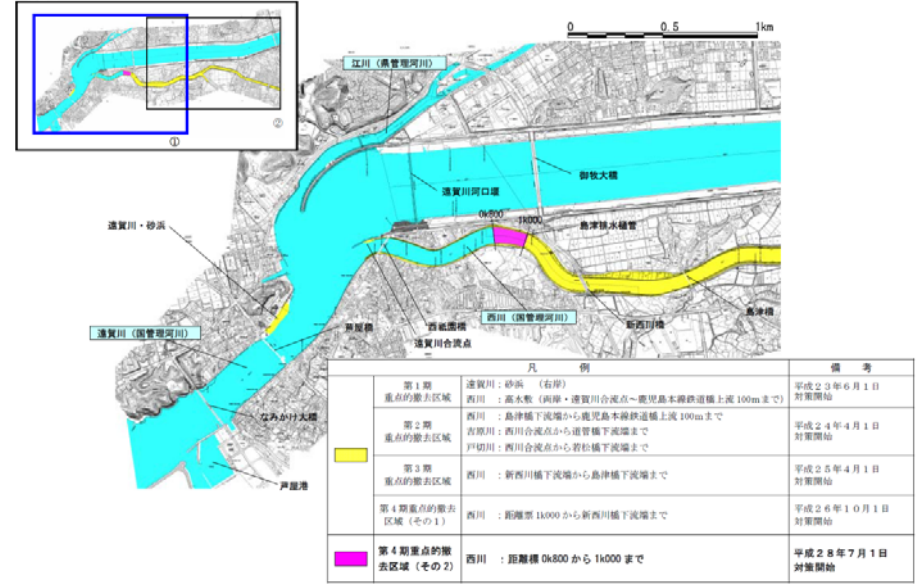
4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監視員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

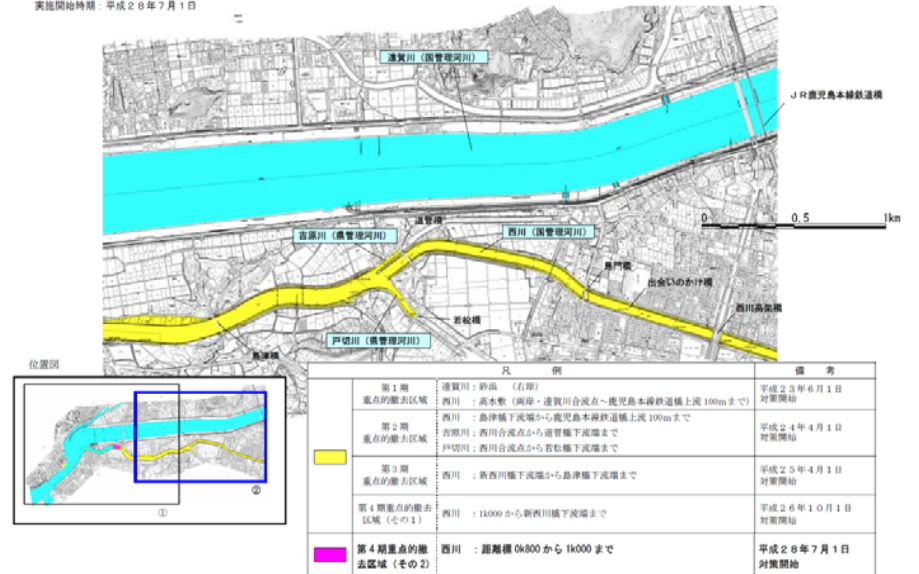
第4期重点的撤去区域（その2）設定図①

実施開始時期：平成28年7月1日
位置図



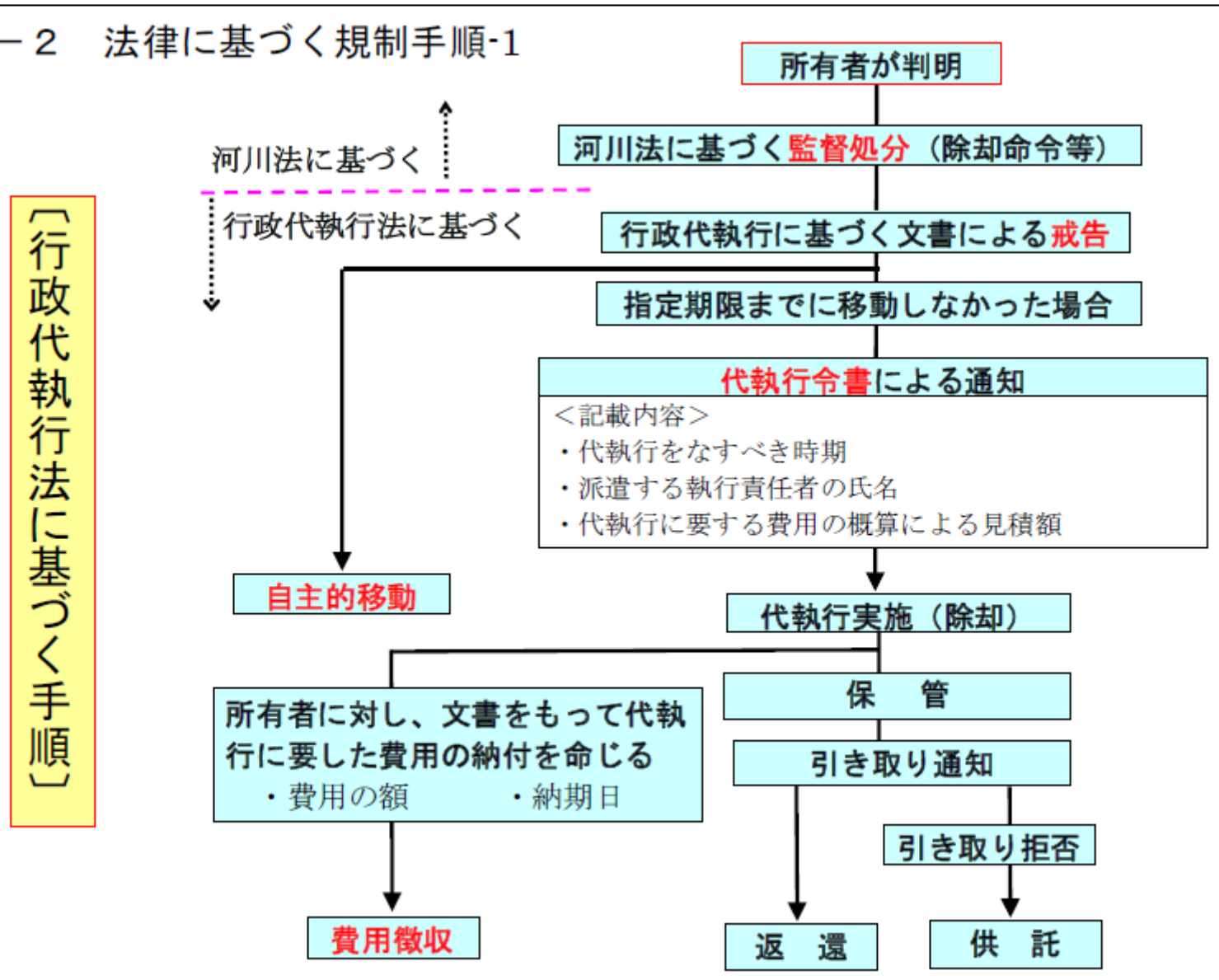
第4期重点的撤去区域（その2）設定図②

実施開始時期：平成28年7月1日
位置図



行政代執行法に基づく手順（所有者判明の場合）

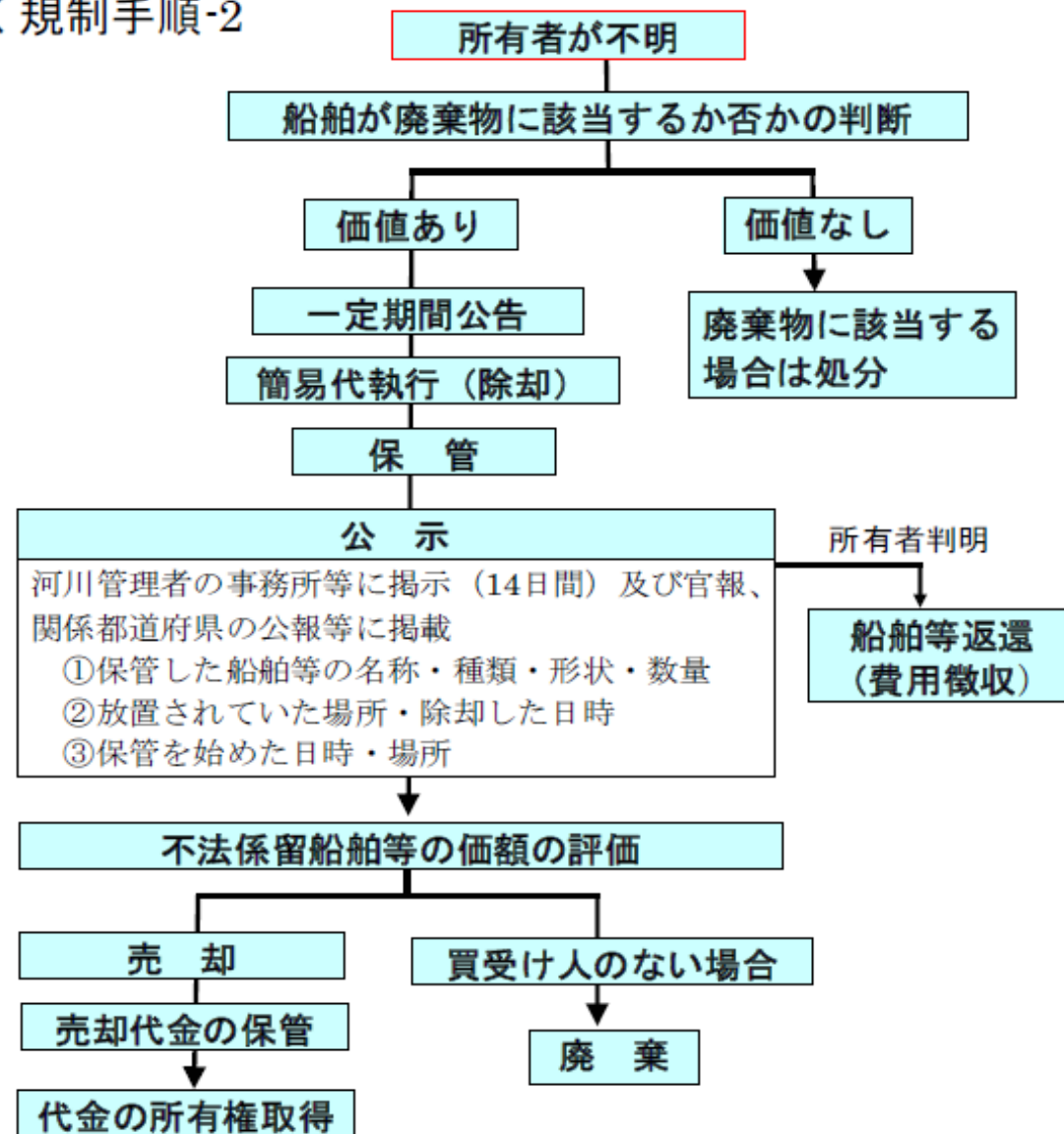
図-2 法律に基づく規制手順-1



河川法に基づく手順（所有者不明の場合）

図-2 法律に基づく規制手順-2

〔河川法に基づく手順〕



第4期重点的撤去区域（その2）の対策経緯

年月日	対 策 の 内 容
H28. 3. 9	第5回遠賀川下流部利用者会議
H28. 4.26	第6回遠賀川河口域利用対策会議
H28. 6.20	「第4期重点的撤去区域（その2）」設定の公示 ・記者発表 ・事務所及び出張所にて公示分及び図面の掲示 ・現地周知用看板設置 ・自治体広報誌への掲載依頼（北九州市・芦屋町・遠賀町・水巻町・岡垣町）
H28. 7. 1	対策開始
H28. 7.29	「第4期重点的撤去区域（その2）」設定のお知らせ送付（送付数225隻）
H28. 9.13	船舶係留者への説明会（案内69名、出席4名）
H28. 9.30	指示書（出張所長）①の送付（対象66隻） ※撤去期限：H28.10.21
H28.12. 5	指示書（出張所長）②の送付（対象48隻） ※撤去期限：H28.12.26
H29. 2.10	警告書（事務所長）の送付（対象22隻） ※撤去期限：H29.03.03
H29. 5.10	弁明機会の付与通知（事務所長）の送付（対象18隻） ※弁明期限：H29.5.17
H29. 8. 1	監督処分（局長）の通知（対象：13隻） ※撤去期限：H29.9.1 不利益処分の理由の通知
H29.10.13	戒告書（局長）の通知（対象：6隻） ※撤去期限：H29.11.12
H30. 1. 4	「第4期重点的撤去区域（その2）」区間の船舶が自主撤去完了

第4期重点的撤去区域（その2）の撤去状況

第4期重点的撤去区域（その2）係留船隻数の推移

調査月	H28. 2	H28. 3	H28. 4	H28. 5	H28. 6	H28. 7	H28. 8	H28. 9
係留船隻数	69隻	—	62隻	62隻	64隻	47隻	39隻	39隻
調査月	H28. 10	H28. 11	H28. 12	H29. 1	H29. 2	H29. 3	H29. 4	H29. 5
係留船隻数	38隻	33隻	30隻	25隻	23隻	21隻	18隻	19隻
調査月	H29. 6	H29. 7	H29. 8	H29. 9	H29. 10	H29. 11	H29. 12	H30. 1
係留船隻数	16隻	14隻	13隻	10隻	7隻	5隻	2隻	0隻

第4期（その2）区間係留船の撤去状況

H30.1.4現在

撤去の内容			隻数	率
他の係留施設	ヨットハーバー芦屋（芦屋町山鹿）	5km圏内	1	
	芦屋マリーナ（芦屋町山鹿）	5km圏内	1	
	柏原漁港（芦屋町山鹿字柏原）	5km圏内	1	
	脇田漁港フィッシャリーナ（北九州市若松区）	10km圏内	3	
	松ヶ島小型船舶係留施設（北九州市八幡東区）	20km圏内	1	
	津屋崎マリーナ（福津市）	30km圏内	1	
	門司（北九州市）	30km圏内	1	
	志賀島（福岡市）	30km超	1	
	今津漁港（福岡市西区）	30km超	1	
	その他マリーナ			
小計			11	15%
下流への移動			40	54%
自己所有地			1	1%
廃船（解体撤去等）			7	9%
売却			7	9%
塵芥処理			2	3%
移動先不明			6	8%
係留中			0	0%
対策対象船舶			74	100%

※対象船舶数は、重点的撤去区域設定検討時（H28.2現在：69隻）隻数後に入出りがあるため、一致しない場合がある

※移動先不明は、重点的撤去区域第4期（その2）設定直後に移動したため

第4期重点的撤去区域（その2）の対策前後の状況

下流から上流を望む

上流から下流を望む

右岸0k800から上流

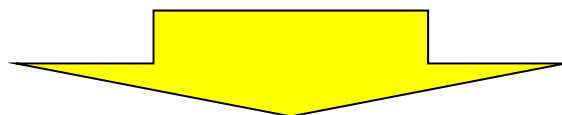
左岸0k800から上流

右岸1k000から下流

左岸1k000から下流



H28.5.17



H30.1.4

3. 不法係留船實態調查結果

不法係留船調査結果

不法係留船の調査結果(平成30年1月)

(単位:隻)

※参考

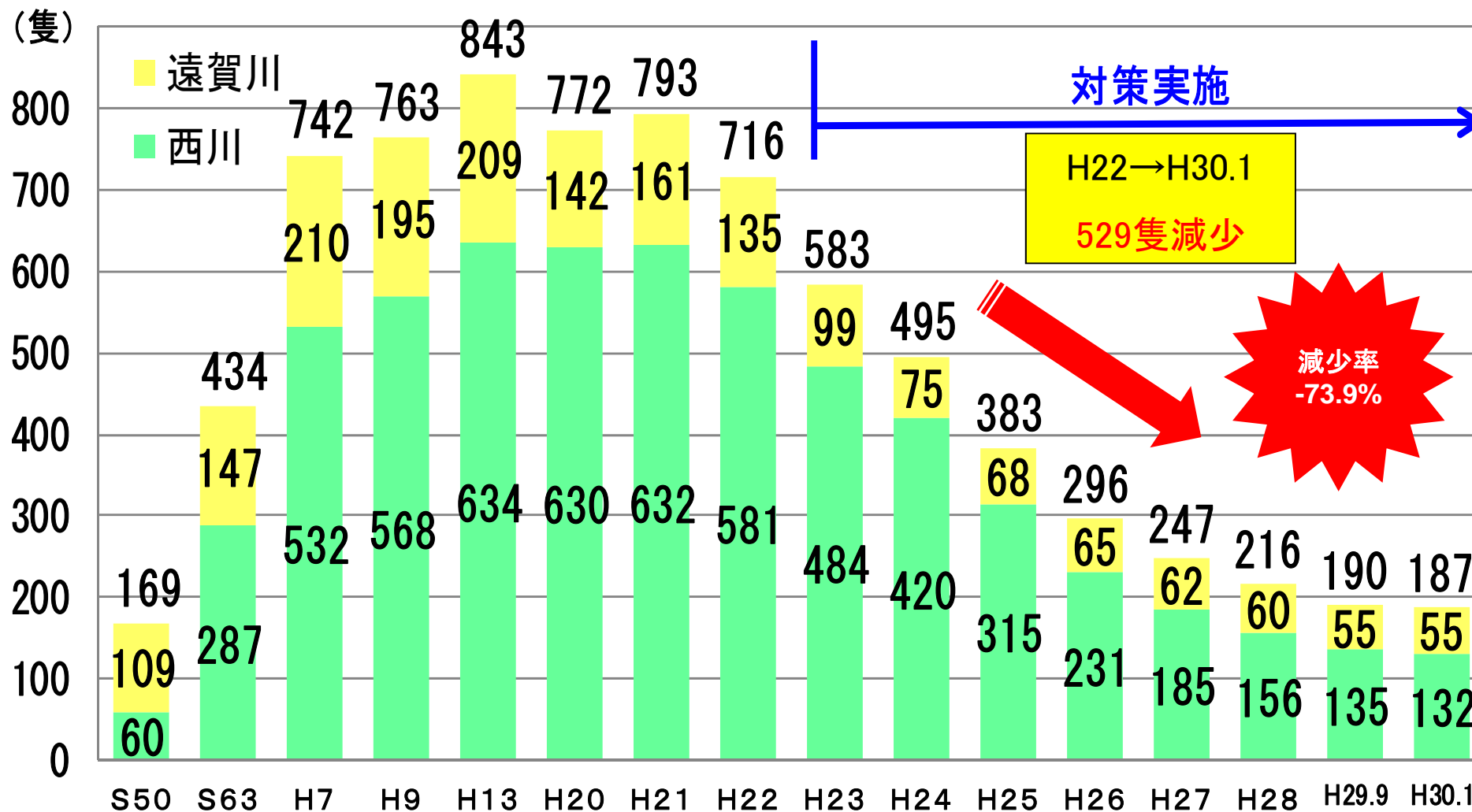
区分		総数	検査済	検査切	確認不可	所有者不明船	沈船	H28年度 総数	H28年度 との差
国管理	西川	132 (100.0%)	111 (84.1%)	14 (10.6%)	2 (1.5%)	3 (2.3%)	2 (1.5%)	156	▲24 (-15.4%)
	遠賀川	11 (100.0%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13	▲2 (-15.4%)
	汐入川	44 (100.0%)	39 (88.6%)	2 (4.5%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)	47	▲3 (-6.4%)
	小計	187 (100.0%)	160 (85.6%)	16 (8.6%)	4 (2.1%)	5 (2.7%)	2 (1.1%)	216	▲29 (-13.4%)
県管理	吉原川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	戸切川	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	江川	8 (100.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	11	▲3 (-27.3%)
	小計	8 (100.0%)	1 (12.5%)	2 (0.0%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	11	▲3 (-27.3%)
合計	195 (100.0%)	161 (82.6%)	18 (9.2%)	5 (2.6%)	7 (3.6%)	4 (2.1%)	227	▲32 (-14.1%)	

- ・検査済・小型船舶検査機構の検査期間が有効な船舶
- ・検査切・小型船舶検査機構の検査が切れている船舶
- ・確認不可・船舶番号がシートで覆われるなどで船舶番号が確認出来ない船舶

- ・所有者不明船・船舶番号が剥がされており、所有者を確定することが不可能な船舶
- ・沈船・船体が沈没している船舶

国区間における不法係留船隻数の推移

※国管理区間のみ



対策実施

H22→H30.1

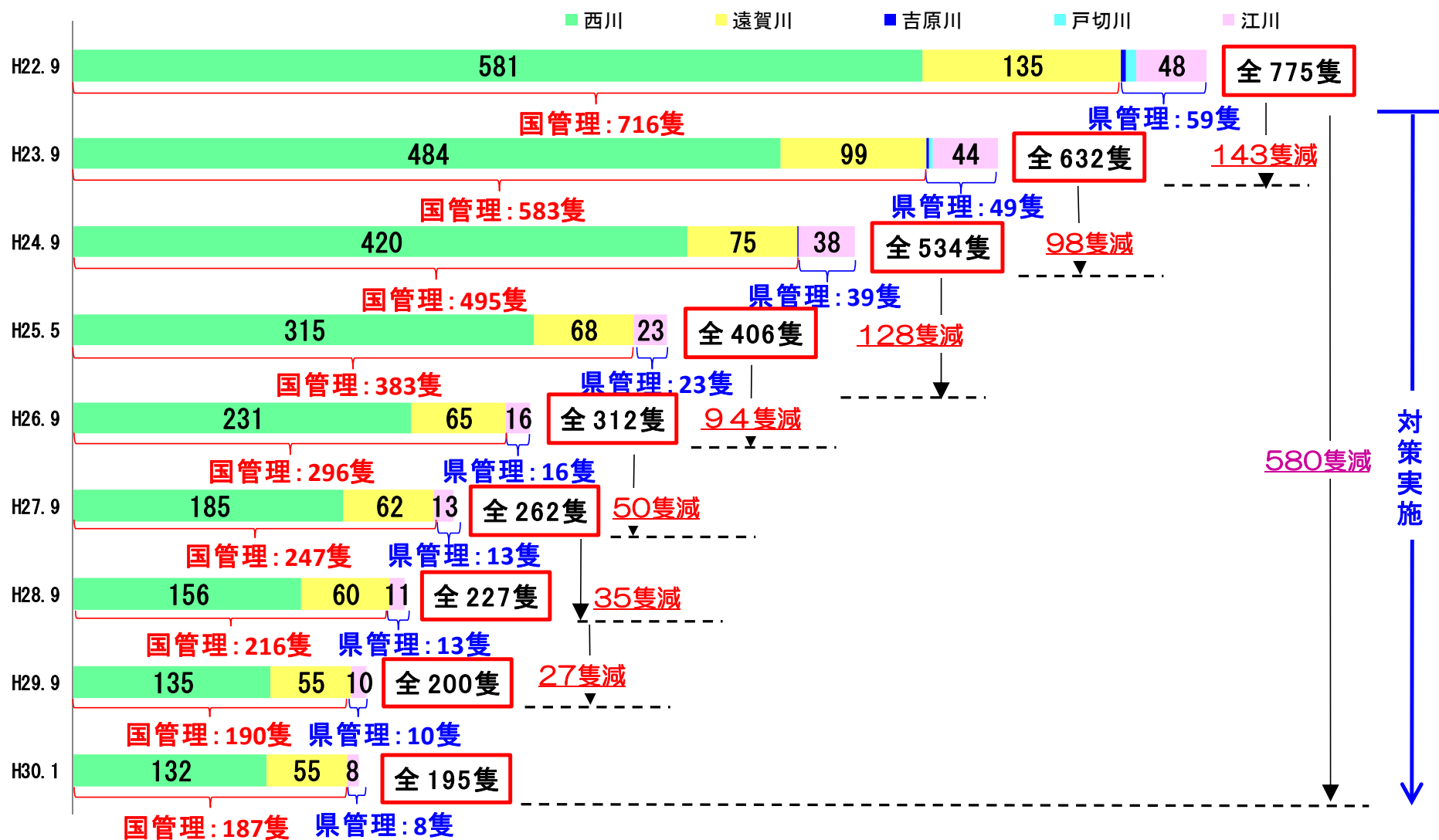
529隻減少

減少率
-73.9%

※”遠賀川”には汐入川を含む

(年度)

遠賀川河口域における係留船舶数の推移 (国管理区間+県管理区間)



平成22.9から平成30.1年までの間に全体で **580隻** の係留船が減少している。

船舶の大きさ（全長）の区分

船舶の大きさ(全長の区分)

(単位:隻)

河川	区分	総数	検査済		検査切		小計		確認不可	所有者不明船	沈船
			9m未満	9m以上	9m未満	9m以上	9m未満	9m以上			
国管理	西川	132	96	15	9	5	105	20	2	3	2
	遠賀川	11	9	1	0	0	9	1	1	0	0
	汐入川	44	34	5	2	0	36	5	1	2	0
	小計	187	139	21	11	5	150	26	4	5	2
県管理	吉原川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戸切川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	江川	8	1	0	1	1	2	1	1	2	2
	小計	8	1	0	1	1	2	1	1	2	2
合計		195	140	21	12	6	152	27	5	7	4

※H30.1現在

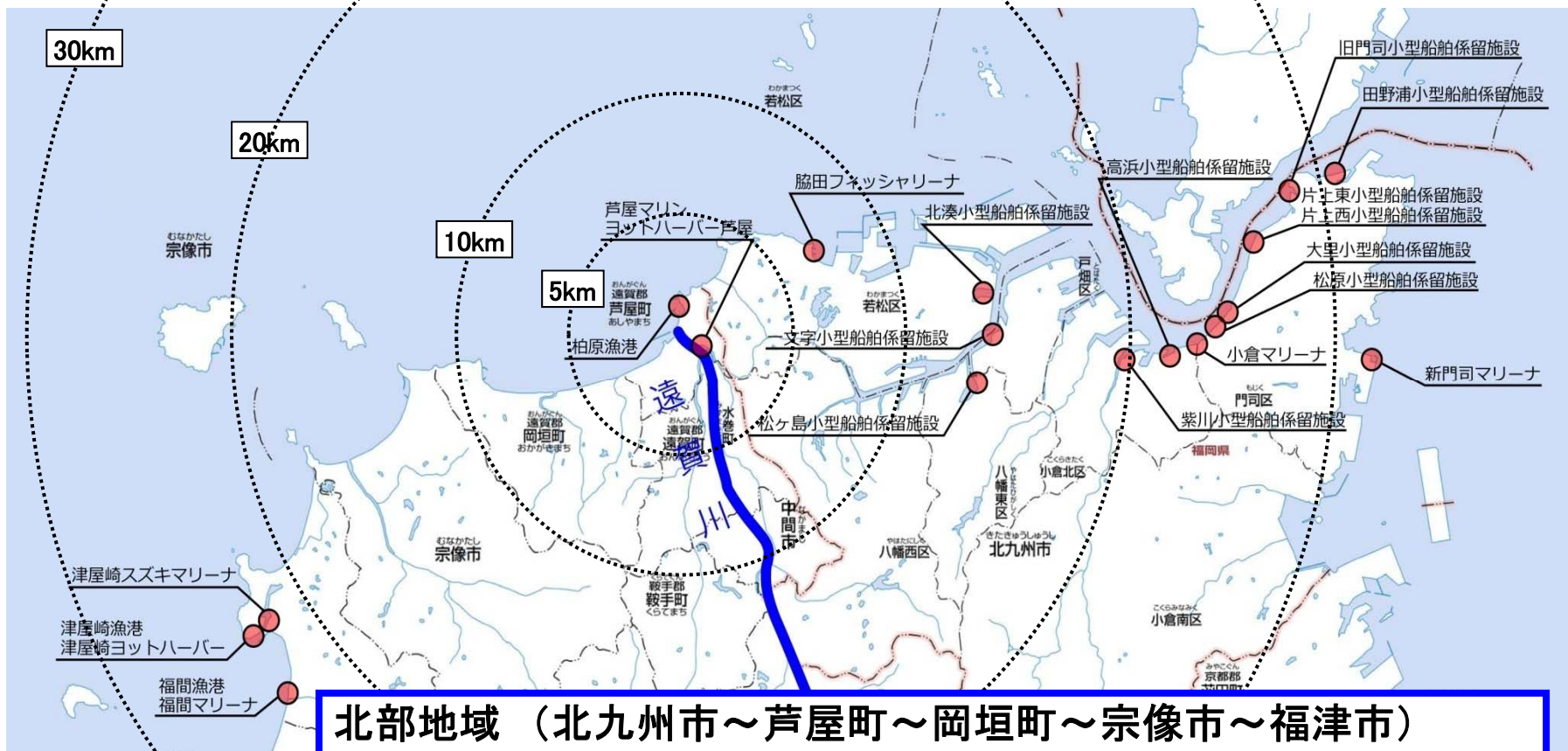
※船舶の大きさは日本小型船舶検査機構への照会結果によるため、登録情報が不明な船舶は大きさの調査が不可。

不法係留船の所有者特定と居住地

不法係留船の所有者居住地

地域	国管理			県管理	合計	割合① (不明含まず)	割合② (不明含む)	
	河川名	西川	遠賀川	汐入川				江川
北九州市		54	3	24	4	85	46.7%	43.6%
八幡西区		33	2	11	3	49	26.9%	25.1%
若松区		6	1	8	1	16	8.8%	8.2%
八幡東区		7		1		8	4.4%	4.1%
小倉南区		3		1		4	2.2%	2.1%
小倉北区		2		2		4	2.2%	2.1%
戸畑区		2				2	1.1%	1.0%
門司区		1		1		2	1.1%	1.0%
芦屋町		14	4	3		21	11.5%	10.8%
岡垣町		15		1		16	8.8%	8.2%
中間市		7		3		10	5.5%	5.1%
水巻町		6	1	3		10	5.5%	5.1%
遠賀町		6	1			7	3.8%	3.6%
宗像市		5	1	1		7	3.8%	3.6%
鞍手町		5		2		7	3.8%	3.6%
直方市		3		2		5	2.7%	2.6%
宮若市		3				3	1.6%	1.5%
福智町		3				3	1.6%	1.5%
田川市		1		1		2	1.1%	1.0%
飯塚市		2				2	1.1%	1.0%
小竹町				1		1	0.5%	0.5%
香春町		1				1	0.5%	0.5%
苅田町		1				1	0.5%	0.5%
宇美町		1				1	0.5%	0.5%
小計		127	10	41	4	182	100.0%	93.3%
所有者不明		5	1	3	4	13	—	6.7%
合計		132	11	44	8	195	—	100.0%

遠賀川河口域周辺の保管施設の空き状況



項目	施設数		収容可能隻数		現収容数		収容余力	
	数	累計	数	累計	数	累計	数	累計
遠賀川河口から								
10km圏内	4	4	276	276	217	217	59	59
20km圏内	4	8	168	444	168	385	0	59
30km圏内	12	20	596	1,040	566	951	30	89
40km圏内	2	22	386	1,426	184	1,135	202	291

遠賀川河口域周辺の係留施設の収容余力状況（距離別）

遠賀川河口周辺の受入施設の状況（距離別）

H30.1現在

距離	施設名	所在地	収容可能数	収容余力		収容余力累計	
				収容余力	うち 9m超 収容余力数	収容余力	うち 9m超 収容余力数
5km圏内	芦屋マリーナ	芦屋町	60	49	受入不可	59	0
	ヨットハーバー芦屋	芦屋町	75	10	受入不可		
	柏原漁港	芦屋町	33	0	0		
	小計		168	59	0		
10km圏内	脇田フィッシャリーナ	北九州市	108	0	受入不可	59	0
	小計		108	0	0		
20km圏内	一文字小型船舶係留施設	北九州市	19	0	受入不可	59	0
	松ヶ島小型船舶係留施設	北九州市	31	0	受入不可		
	北湊小型船舶係留施設	北九州市	48	0	受入不可		
	紫川小型船舶係留施設	北九州市	70	0	受入不可		
	小計		168	0	0		
30km圏内	小倉マリーナ	北九州市	40	15	受入不可	89	0
	高浜小型船舶係留施設	北九州市	47	0	受入不可		
	旧門司小型船舶係留施設	北九州市	77	2	受入不可		
	片上東小型船舶係留施設	北九州市	30	0	受入不可		
	片上西小型船舶係留施設	北九州市	7	0	受入不可		
	大里小型船舶係留施設	北九州市	14	0	受入不可		
	松原小型船舶係留施設	北九州市	20	0	受入不可		
	津屋崎スズキマリーナ	福津市	50	0	0		
	津屋崎ヨットハーバー	福津市	168	2	受入不可		
	福間漁港小型船舶係留施設	福津市	88	11	受入不可		
	福間マリーナ	福津市	55	0	受入不可		
	小計		596	30	0		
40km圏内	田野浦小型船舶係留施設	北九州市	84	28	受入不可	291	157
	新門司マリーナ	北九州市	302	174	157		
	小計		386	202	157		
合計			1,426	291	157		

遠賀川河口域周辺の係留施設詳細一覧①

年間税込料金(単位:円) H30.1現在

西川から保管施設までの距離	5km	5km	5km	10km	30km	30km	30km	30km	30km	30km									
全長	芦屋マリーナ	ヨットハーバー 芦屋	柏原漁港	脇田漁港 フィッシャリーナ	小倉マリーナ	津屋崎マリーナ	津屋崎 ヨットハーバー	津屋崎 ヨットハーバー	福間漁港 小型船舶係留施設	福間マリーナ									
~ 6.0m (20ft)	180,000	200,000		62,880 (4m) 78,600 (5m) 94,320 (6m)	173,880 (15ft) 186,300 (16ft) 198,720 (17ft) 211,140 (18ft)	205,200	陸上保管	水面保管	陸上保管	水面保管									
6.0m ~ 6.5m (20ft) ~ (21ft)	190,000	210,000	・(船舶幅2m以下の場合)船舶の長さ1mにつき月額23円	110,040	223,560 (19ft) 235,980 (20ft) 248,400 (21ft) 273,240 (22ft) 273,240 (23ft) 298,080 (24ft)	216,000	船舶の長さ1mにつき月額1,830円	船舶の長さ1mにつき月額1,290円	船舶の長さ1mにつき月額1,830円	船舶の長さ1mにつき月額2,010円	150,000								
6.5m ~ 7.0m (21ft) ~ (23ft)		230,000										・(船舶幅2m超から3m以下の場合)船舶の長さ1mにつき月額25円	125,760	322,920 (25ft) 347,760 (26ft)	243,000	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)
7.0m ~ 7.5m (23ft) ~ (25ft)		250,000																	
7.5m ~ 8.0m (25ft) ~ (26ft)	216,800(25ft) 227,600(26ft)	260,000	・(船舶の幅が3m超の場合)船舶の長さ1mにつき月額27円	141,480	372,600 (27ft) 372,600 (28ft) 397,440 (29ft) 422,280 (30ft)	291,600	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)	(船舶の長さ1メートル未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨て)									
8.0m ~ 8.5m (26ft) ~ (28ft)	238,400(27ft)	280,000																	
8.5m ~ 9.0m (28ft) ~ (30ft)	259,200(28ft) 270,000(29ft)	300,000																	
9.0m ~ 9.5m (30ft) ~ (31ft)																			
9.5m ~ (31ft)																			
施設収容能力	60隻	75隻	33隻	108隻	40隻	50隻	168隻 (陸上44・水面124)		88隻 (陸上44・水面44)		55隻								
収容余力(空き)	49隻	10隻	0隻	0隻	15隻	0隻	2隻	0隻	11隻	0隻	0隻								
条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・保管29ftまでシャフト船は受入不可 ・陸上保管 ・保証金・時間外加算料別途有 ・船台は小さめ(20ft程度)のものはレンタルできる場合もあるが、それ以外は持込又は作成が必要。(作成は30万以上かかる見込) ・水曜定休日 		<ul style="list-style-type: none"> ・水面保管 ・船舶幅による料金区分有 ・船舶長さ1m未満端数は1mに切り上げ ・1日未満の端数は1日に切り上げ ・空きが出た場合、広報等で随時募集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録長4m以上9mまで ・水面保管 ・H28.8.1時点の使用料は船舶の長さ1mにつき、月額1,310円(1m未満端数切り上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管30ftまで ・陸上保管及び積上げ保管 ・上記料金は、マリーナ会員料金。15ftから1ft毎に料金設定有。陸置代、揚降代、水道代別途。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30ft以上は受入不可 ・保管可能サイズは実物を確認してから 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上保管 33ftまでで上下架料別途。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水面保管 38ftまで 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上保管 30ft未満まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上保管 の場合、上下架料別途 	<ul style="list-style-type: none"> ・20ftより小さい船と23ftより大きい船の受入はしていない。 ・陸上保管のみ。船を見てからの相談。 ・別途船台料金 小 100,000円程度 大 150,000円程度 ・土砂が堆積しているため、満潮時しか船舶の上下架が出来ない。現状では受入は不可。 								
問い合わせ先	093-223-5385 芦屋マリーナ	093-223-2331 ヨットハーバー 芦屋	093-223-3544 芦屋町役場 地域づくり課	093-582-2086 北九州市 水産課	093-371-1860 小倉マリーナ	0940-52-2335 九州スズキ販売(株) 津屋崎マリーナ	①空き状況・施設に関する問合せ 0940-52-0053 宗像漁協津屋崎支所		②係留料金・施設利用申込に関する問合せ 0940-62-5063 福津市建設課農林水産施設整備係		0940-43-0696 福間マリーナ								

遠賀川河口域周辺の係留施設詳細一覧②

年間税込料金(単位:円) H30.1現在

20km	20km	20km	20km	30km	30km	30km	30km	30km	30km	40km	40km	
北九州港(小型船係留施設)											新門司マリーナ	
一文字	松ヶ島	北湊	紫川	高浜	旧門司	片上東	片上西	大里	松原	田野浦		
11施設共通											178,200(15ft以下)	
6m未満											189,000 (16ft)	
6m以上12m未満											209,520 (17ft)	
12m以上											220,320 (18ft)	
											232,200 (19ft)	
											261,360 (20ft)	
											273,240 (21ft)	
											297,000 (22ft)	
											309,960 (23ft)	
											321,840 (24ft)	
											356,400 (25ft)	
											369,360 (26ft)	
											382,320 (27ft)	
											395,280 (28ft)	
											408,240 (29ft)	
											447,120 (30ft)	
											461,160 (31ft)	
											474,120~(32ft~)	
19隻	31隻	48隻	70隻	47隻	77隻	31隻	7隻	14隻	20隻	84隻	302隻 (陸上220・水面82)	
0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	2隻	0隻	0隻	0隻	0隻	28隻	153隻	21隻
		施設補修工事予定があり、収容余力無	浚渫工事のため、収容余力無	護岸補修のため、収容余力無							陸上保管 主にヨット。 全長60ftまで可 ※艇による。	水面保管 主にPB。 全長55ftまで可 ※艇による。
<p style="text-align: center;">・保管30ftまで 水面保管</p> <p style="text-align: center;">※北九州市内居住者又は北九州市内に事業所のある法人に限る</p> <p style="text-align: center;">・最新の空き情報等は、原則として毎月2日、17日に 北九州港のHPで更新していて、毎月1日抽選。</p>											<p>・上記金額は基本的な金額であり、船舶の種類等で異なる。</p> <p>・陸上保管と水面保管は同一料金だが、陸上保管はマリーナ指定の船台購入が必要。</p>	
一文字・松ヶ島・北湊 093-761-3425 北九州市港営課			高浜・紫川 093-581-1881 北九州市港営課		旧門司・片上東・片上西・大里・松原 093-321-5827 北九州市港営課					田野浦 093-321-0642 北九州市港営課	093-481-6233 新門司マリーナ	

4. 平成30年度の不法係留船対策方針

係留保管施設の不足実態

係留保管施設の収容余力については、遠賀川河口域から40km圏内では291隻の収容余力があり、不法係留船残隻数195隻に対して収容余力は満たしている。

また、不法係留船の中には、9mを越える大型船が27隻係留されているが、40km圏内の大型船収容余力は157隻あり、大型船についても収容余力は満たしている状況である。

ただし、40km圏内の係留保管施設は関門海峡を越えなければならず、現実的な移動先としては厳しいとの声もある。

仮に移動先を30km圏内と限定した場合は、収容余力は全体で89隻しかなく、残隻数に対して収容余力が不足している。また、9m超の大型船に至っては受入を行っている施設が少なく、収容余力は0隻となっている。

「不法係留船対策に係る計画書」においては、係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応するとされており、現在対策中の第4期重点的撤去区域の設定にあたり、「遠賀川河口域対策協議会」では、30km超40km圏内の係留保管施設は現実的な移動先としては厳しいとして、30km超40km圏内の係留保管施設は考慮に入れず撤去区域の設定を行ってきたところである。

このように現実的な移動先である30km圏内の係留保管施設が不足している状況の中、不法係留船の受け皿となる新たな保管施設の確保が喫緊の課題として、以前から周辺の自治体等へ新規保管施設の整備及び既存施設での新規受入について協力依頼を行ってきたところである。

現在、福岡県においては「芦屋港」への新規保管施設の整備計画、岡垣町においては、「波津漁港」での受け入れが検討されているところである。

係留保管施設の今後の見通し

① 芦屋港（新規係留保管施設）

- ・芦屋港は地方港湾施設で管理者は福岡県（北九州県土整備事務所）。
- ・芦屋町の地域活性化に寄与するため芦屋港のレジャー港化へ向けた調査や審議する機関として、平成29年度に芦屋町が「芦屋港活性化推進委員会」を設置し基本計画を策定中。
- ・**全体整備計画の中にPB係留施設の整備計画あり。**
- ・**係留保管施設の整備については、今後福岡県において具体的な検討が進められる予定。（着工及び完成時期は未定。）**

<参考情報>

平成29年度に、不法係留船所有者へのアンケートを取ったところ、回答者のうち8割超の者が芦屋港に係留施設が整備されたら移動したいとの回答があった。
（アンケート回答者数：75名）

② 波津漁港（新規受入）

- ・管理者は岡垣町で関係漁協は遠賀漁業協同組合波津本所。
- ・**P Bの受け入れ整備について検討中。状況を岡垣町へ随時確認していく予定。**

平成30年度の不法係留船対策方針について

係留保管施設の不足実態及び係留保管施設の今後の見通しを踏まえ、**次期重点的撤去区域の設定**は、「**波津漁港**」及び「**芦屋港**」の整備計画状況を確認しながら、**年度末を目処に受入隻数等を考慮した上で「第4期重点的撤去区域（その3）」の区域設定を行う**こととする。

なお、現在、西川において「**沈船**」2隻、「**所有者不明船**」3隻が放置されている状況であり、これらの船舶については、河川管理上支障となる可能性が高いため、「**第4期重点的撤去区域（その3）」設定の前から先行して撤去対策を進めていく**こととする。

1. 沈船及び所有者不明船の撤去対策（先行して対策を実施）

1) 行政代執行対象とする船舶

・沈船・・・2隻

2) 塵芥処分対象船舶（所有者不明かつ価値なしの船舶）

・所有者不明船・・・3隻

2. 第4期重点的撤去区域（その3）の設定（H30年度末頃を目処）

上記の方針を踏まえ検討する。

沈船及び所有者不明船の対策対象船舶について

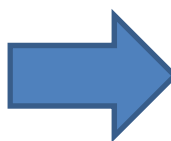
1) 沈船 (行政代執行対象船)

沈 船	
調査番号	西右-6
船舶番号	29142995
船舶名	朝日丸
所有者	判明
左右岸	右 距離 0 k 300 m

所有者判明

沈 船	
調査番号	西左-34
船舶番号	29029737
船舶名	Sea Adventuru
所有者	判明
左右岸	左 距離 0 k 500 m

所有者判明



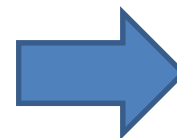
行政指導、監督処分等の法手続きを経て、平成31年度上半期を目処に行政代執行を実施。

2) 所有者不明船 (塵芥処分)

所有者不明船	
調査番号	西左-15
船舶番号	不明
船舶名	不明
所有者	不明
左右岸	左 距離 0 k 400 m

所有者不明船	
調査番号	西左-17
船舶番号	不明
船舶名	White Lily Royal Princess II
所有者	不明
左右岸	左 距離 0 k 400 m

所有者不明船	
調査番号	西左-41
船舶番号	不明
船舶名	弥生丸
所有者	不明
左右岸	左 距離 0 k 500 m



十分な周知期間を置き、平成30年度中に塵芥処分を実施。ただし、所有者が判明した場合は処分は行わない。

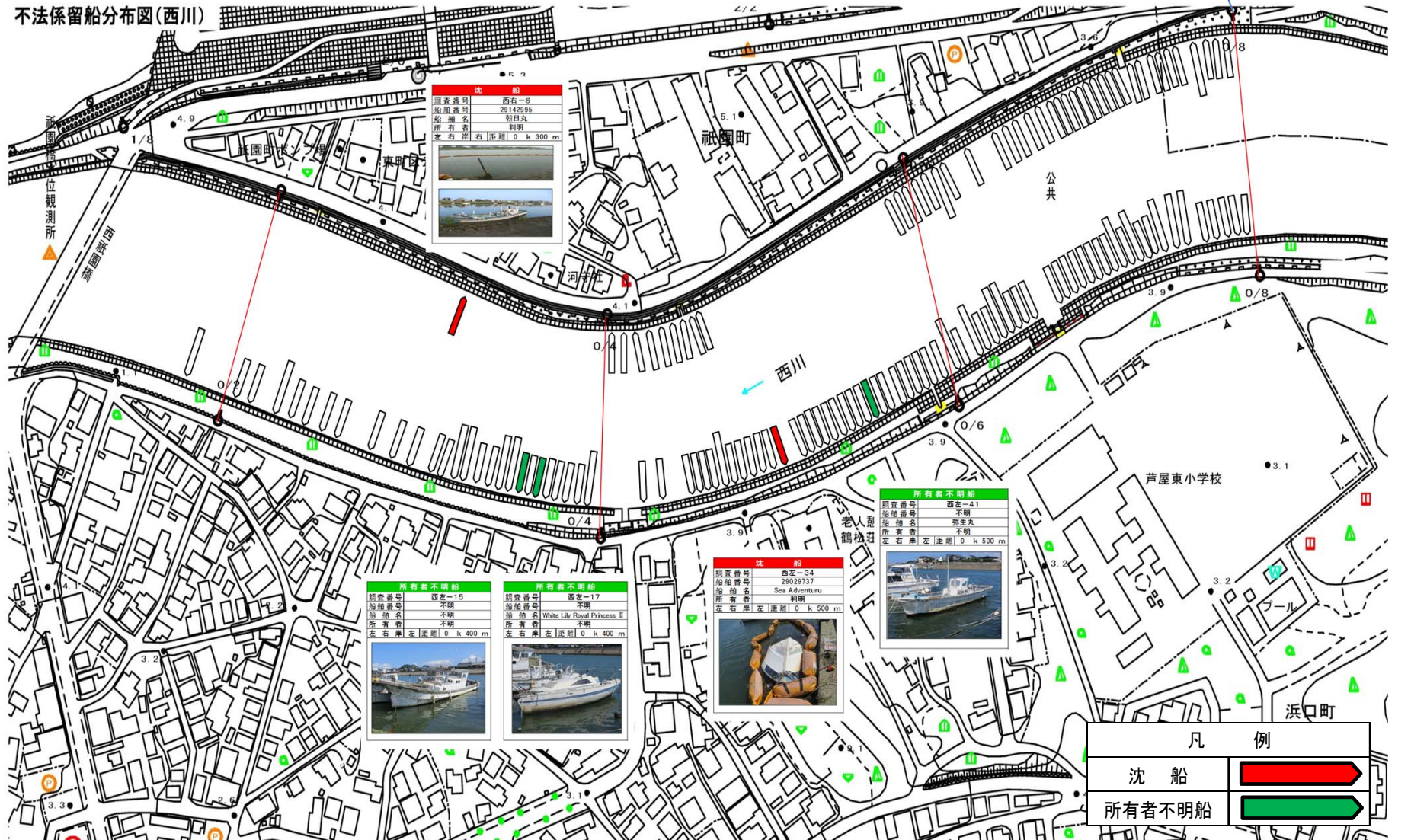
※ 3隻とも、船舶番号が剥がされており、日本小型船舶検査機構への照会が不可能であるため、所有者不明船として取り扱う。

上の3隻については、2013年2月26日付けで、一般財団法人新日本検定協会にて船価鑑定を行い、3隻全て「価値なし」との鑑定結果であるため、**塵芥処分**として処理を行う。

西川の不法係留船分布状況図 (H30.1時点)

H30.1現在 (西川)
不法係留船数 : 132隻

不法係留船分布図(西川)



平成30年度各会議のスケジュール予定

- 平成30年5月 第6回遠賀川下流部利用者会議
- 平成30年7月頃 第7回遠賀川河口域利用対策協議会

- 議題：（1）不法係留船の現状報告
- ①第4期重点的撤去区域（その2）の経過報告
 - ②不法係留船実態調査結果
- （2）係留保管施設整備状況報告
- ①既存係留保管施設の空き状況
 - ②芦屋港及び波津漁港の見通しについて
- （3）今後の不法係留船対策について
- ①沈船、所有者不明船の対策
 - ②次期重点的撤去区域の設定時期の説明

- 平成30年度末頃 第7回遠賀川下流部利用者会議
- 平成30年度末頃 第8回遠賀川河口域利用対策協議会

- 議題：（1）係留保管施設整備状況
- ①既存係留保管施設の空き状況
 - ②芦屋港及び波津漁港の状況報告
- （2）第4期重点的撤去区域（その3）の設定について